

寒川町条例第11号

寒川町営プール条例の一部を改正する等の条例

(寒川町営プール条例の一部改正)

第1条 寒川町営プール条例(昭和39年寒川町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

区分	開場期間	開場時間
25メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
スライダープール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
幼児プール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
多目的広場	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで

附則第3項を削る。

(寒川町営プール条例の停止に関する条例の廃止)

第2条 寒川町営プール条例の停止に関する条例(平成26年寒川町条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 寒川町営プール条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。